

○帯広市農林業育成資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、農林業の振興と農村地域の活性化を図り、農業者の創意工夫と農業経営の安定に資するために、帯広市農林業育成資金（以下「資金」という。）を貸付し、個性的で効率的な農業と自然が共生するうるおいのある農村を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者

自ら農業を営む個人で、農業団体の組合員をいう。

(2) 農家後継者

農業者である親等から経営移譲された者であって、当該経営移譲された年度から15年を経過していない農業者をいう。

(3) 新規就農者

1年以上の農業実習経験を持つ者で、新規に就農し営農してからおおむね10年を経過していない農業者（就農予定者を含む。）であって、おおむね55歳までの者をいう。

(4) 林業者

自ら林業を営む個人又は法人で、農業団体の組合員をいう。

(5) 農業者等

第1号から第4号までに掲げる者をいう。

(6) 生産組織

農業者が共同で生産に関する活動又は機械、施設等の利用を目的とする組織及び農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項による農地所有適格法人をいう。

(7) 受託組織

農家の飼料収穫、農作業調整等の農作業の請負を行う組織をいう。

(8) 農業団体

帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、十勝広域森林組合及び十勝農業共済組合をいう。

(資金の貸付種類、条件等)

第3条 資金の貸付種類、貸付条件等は別表のとおりとする。

- 2 貸付する資金の利息計算は、毎年度、資金を貸付した日から償還の日までの日数とし、閏年の日を含む年は、365日当たりの割合とする。

3 農業団体が農業者等、生産組織及び受託組織に転貸する利率は、別表に掲げる利率と同率とする。

(貸付の対象)

第4条 資金は、予算の範囲内で農業者等、生産組織、受託組織及び農業団体が必要とする資金について、農業団体に貸付する。

(貸付の申請)

第5条 資金の貸付を受けようとする農業団体は、帯広市農林業育成資金貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に帯広市農林業育成資金転貸計画書(様式第2号。以下「転貸計画書」という。)を添えて市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請書を提出しようとする農業団体は、転貸を希望する農業者等、生産組織及び受託組織から帯広市農林業育成資金事業計画書(様式第3号)を徴し農業団体の意見を付し、更に見積書の写しを添付の上、市長に提出するものとする。また借受者が複数の場合は、資金借受けに伴う連帯協議書(様式第4号)を添え、市長に提出するものとする。

(貸付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出を受けた場合は、市、農業改良普及センター及びその他関係団体による貸付協議会等で協議してから、内容を精査し貸付の可否について決定しなければならない。

2 市長は、資金の貸付を決定したときは帯広市農林業育成資金貸付決定通知書(様式第5号)を当該農業団体に交付するものとする。

(貸借契約)

第7条 資金の貸付の決定通知を受けた農業団体は、市長と資金の貸借について契約書(様式第6号)により契約を締結し、当該事業を実施しなければならない。

(事業完了・検定)

第8条 農業者等、生産組織、受託組織及び農業団体は、事業が完了したとき又は事業の完了が見込まれるときは速やかに帯広市農林業育成資金事業完了(見込)届(様式第8号。以下「完了(見込)届」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の完了(見込)届の提出を受けたときは、検定を行い、及び必要に応じて資料の提出を求めて、事業の完了又は事業の完了が確実に見込まれることを確認するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市長は、検定等後、農業団体と資金の貸付について覚書（様式第7号）を交わし、速やかに農業団体に資金貸付を実行しなければならない。

（資金の運用）

第10条 資金の貸付を受けた農業団体は、転貸計画書に基づき当該資金を農業者等、生産組織及び受託組織に速やかに貸付するものとする。

2 前項の規定により農業団体が、資金を農業者等及び生産組織に貸付する場合、借用証書を徴する等債権保全の措置を取るとともに、帯広市農林業育成資金転貸簿（様式第9号）を備え資金の転貸状況を明らかにしておかなければならない。

（報告）

第11条 農業団体は、農業者等、生産組織及び受託組織に資金の貸付を受けた後、速やかに帯広市農林業育成資金貸付実績報告書（様式第10号）等を市長に提出しなければならない。

（貸付決定の取消及び返還）

第12条 市長は、資金貸付の前後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付決定の取消及び貸付資金の一部又は全部を速やかに返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により資金の交付を受けようとするとき又は受けたとき
- (2) 貸付目的の事業を中止したとき又は農業団体が解散したとき。ただし、農業団体が解散したときは、解散議決後60日以内に返還するものとする。
- (3) この規則に違反したとき。

（償還の猶予）

第13条 資金の貸付を受けた者が、災害その他自己の責に帰することのできない等の事由により償還猶予の申請があったときは、市長は、償還の猶予をすることができる。

（遅延利息）

第14条 市長は、償還金を指定の期日までに支払わなかった場合は、当該償還金額に年14.5%の割合をもって、その支払期日の翌日から支払うに至った日までの日数によって計算した遅延利息を徴収することができる。

（事務費の支給）

第15条 市長は、農業団体が農業者等、生産組織及び受託組織に資金の貸付を行う事務に対し、貸付事務手数料として貸付額の1,000分の2に相当する額を支払うことができる。

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 帯広市農村地域再開発振興資金貸付規則（昭和47年規則第22号）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、前項の規則に基づいて貸付した資金は、この規則の施行日以後もなおその効力を有する。
- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年9月に発生した台風第5号による被害（以下「平成10年台風第5号被害」という。）に係る災害復旧事業を行う農業者等及び生産組織に対しては、次の表に掲げる資金を貸し付けることができる。ただし、平成10年10月26日から平成11年6月30日までに市長に申請があったものに限る。

| 貸付目的 | 資金の種類 | | 貸付対象 事業 | 貸付対象 者及び要 件 | 貸付条件 | | |
|------------------------|-------|---------------------------|---|--|------|-----------|-------|
| | 区分 | 資金名 | | | 利率 | 限度額 | 償還期限 |
| VI 平成10年台風第5号被害に係る特認事業 | 第10資金 | 平成10年台風第5号被害に係る災害復旧事業支援資金 | 表土流出、土砂流入、機械・施設の復旧、流出農産物の損失補てん、流出種子、死亡家畜の購入に要する経費 | 農業者等・生産組織添付書類：被害状況調査書、被害復旧等事業に要する経費の見積書（既に同事業が完了している場合は領収書等） | 無利子 | 5,000千円まで | 10年以内 |

- 注1 適用範囲は、市街化区域を除く全地域で実施される事業とする。
- 注2 貸付対象事業は、帯広市農林業振興資金貸付協議会で認定を受けたものとし、適用期間内で事業を完了したものを含む。ただし、他の機関から補助金等を受けた場合は、その残部分のみとする。
- 注3 貸付額は、事業費の100%以内で、かつ限度額までとする。
- 注4 貸付年度は、償還期間に含まない。

5 第3条第1項の規定にかかわらず、農業者等に対しては、次の表に掲げる資金を貸し付けることができる。ただし、平成28年4月1日から平成31年2月28日までに市長に申請があったものに限る。

| 貸付目的 | 資金の種類 | | 貸付対象 事業 | 貸付対象者及び要 件 | 貸付条件 | | |
|--|-------|---|--|--|------|---------------|-------|
| | 区分 | 資金名 | | | 利率 | 限度額 | 償還期限 |
| 11 ICT を活用し た大規模 精密農業 の展開に 係る特認 事業 | 第11資金 | ICTを活 用した大 規模精密 農業の展 開に係る 事業支援 資金 | ICT農業推 進事業（GPS受信 機材又は 自動操舵 機材等の 導入に必 要となる 経費） | 対象者：農業者等 添付書類：ICTを活 用した大規模精密 農業の展開に係る 事業に要する経費 の見積書 | 無利子 | 4,000千円 まで | 10年以内 |

注1 適用範囲は、本市在住者が実施する事業とし、市域に係る事業を対象とする。

注2 貸付額は、事業費の90%以内で各資金の限度額までとする。

注3 貸付限度額は、複数の年度にわたる貸付を適用範囲とする。

注4 貸付年度は、償還期間に含まない。

附 則（平成4年4月1日規則第39号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第25号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業振興資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付をする資金について適用し、施行日以前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年10月26日規則第55号）

この規則は、平成10年10月26日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第27号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付をする資金について適用し、施行日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日規則第37号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月30日規則第39号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成20年8月18日規則第47号）

この規則は、平成20年8月18日から施行する。

附 則（平成22年5月21日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月24日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日規則第43号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月1日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市農林業育成資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付をする資金について適用し、同日前に貸付をした資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年5月1日規則第24号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表

| 貸付目的 | 資金の種類 | | 貸付対象事業 | 貸付対象者及び要件 | 貸付条件 | | |
|-------------------------|-------|-------------|--|--|------|----------------|-------|
| | 区分 | 資金名 | | | 利率 | 限度額 | 償還期間 |
| 1 地域農業 後継者の確 保・育成 | 第1資金 | 担い手育成 資金 | (1) 農家後継者育 成事業(農家後継 者の経営移譲を 円滑に計り、経営 の安定と経営環 境の整備等に必 要な負債書換、経 営転換初期投資 施設、機械等の経 費) | 対象者：農家後継 添付書類：所属農 業協同組合長の経 営移譲証明書 貸付後の要件：帯 広市等で実施する 各種研修等を受講 すること | 無利子 | 20,000千円ま で | 20年以内 |
| | | | (2) 新規参入者育 成事業(新規就農 者が自立経営を 行うために必要 な経費) | 対象者：新規就農 添付書類：就農計 画書、連帯保証人 確認書、実習経験 証明書、推薦書(農 | | | |

| | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------------------|--|---|---|----------------|-------|
| | | | | 業委員及び農業者 2名以上)、本人及 び家族の財産証明 となる書類、納税 証明書等 貸付後の要件：経 営開始後概ね5年 以内に帯広市等で 実施する各種研修 等を受講すること | | | |
| 2 | 耕種・畜産 の経営の安 定強化 | 第2資金 耕種・畜産 経営安定育 成資金 | (1) 耕種経営安定 化事業(経営主等 が、後継者を確保 するため、経営効 率化機械設備導 入、新規作物へ展 開するなど経営 内容を改善する ために必要な経 費) (2) 畜産経営安定 化事業(経営主等 が、後継者を確保 するため、家畜、 機械設備導入な ど経営内容を改 善するために必 要な経費) | 対象者：就農及び 経営を開始して概 ね10年以上の農業 者及び生産組織 添付書類：経営内 容改善計画書、後 継者確保計画書 貸付後の要件：貸 付年度以降3年間、 経営内容改善実績 報告書、後継者確 保実績報告書を提 出すること | 貸付年度の4 月1日におけ る農業経営 基盤強化資 金及び農業 経営改善促 進資金の金 利水準に関 する取扱要 領に定める 農業経営基 盤強化資金 の実質金利 水準の最長 償還年数に 適用される 貸付利率(以 下「4月1日利 子助成後利 率」という。) とする。ただ | 10,000千円ま で | 10年以内 |

| | | | | | | | |
|----------------------|------|------------------------------|---|--|--|--|-------------------------------------|
| | | | | | し、2%を上 限とする。 | | |
| 3 経営環境 の維持・保 全 | 第3資金 | 経営環境保 全資金 | (1) 経営安定緊急 対策事業(自然災 害、価格暴落、家 畜伝染病等緊急 対応のために必 要な経費) | 対象者：農業者・ 生産組織・農業団 体 自然災害は、道又 は国の災害指定を 受けたもの、及び 市の災害認定を受 けたものに限る | 無利子 | 10,000千円ま で | 10年以内 |
| | | | (2) 資源循環農業 推進事業 (堆肥化施設・機 械、農業廃棄物保 管・リサイクル施 設設備の導入の ために必要な経 費) | 対象者：農業者・ 生産組織・農業団 体 | | | |
| 4 農業の多 面的機能活 用 | 第4資金 | 多面的機能 施設等資金 | 多面的機能施設等 整備事業 (農業体験施設、フ ァームイン・産直施 設の整備に関連す る機材等の導入及 びソフト展開に必 要となる経費) | 対象者：農業者・ 生産組織・農業団 体 添付書類：事業展 開計画書 貸付後の要件：貸 付年度以降3年間、 事業実績報告書を 提出すること | 4月1日利子 助成後利率 とする。ただ し、2%を上 限とする。 | 20,000千円ま で | 20年以内 |
| 5 安全・安心 な農業 | 第5資金 | 安全・安心 な農畜産物 生産振興資 金 | 安全・安心な農畜産 物生産振興事業 (安全・安心な農畜 産物生産振興に要 | 対象者：農業団 体・農業者・生産 組織・受託組織 | 無利子 | 50,000千円ま で ただし、農業者 は10,000千円 | 20年以内と する。ただ し、農業者 は、10年以内 |

| | | | | | | | |
|----------------|------|----------------|---|--|-------------------|------------|--|
| | | | する事業で、緊急性 又はモデル的事业 に要する経費) | | | まで | とする。 |
| 6 農地の集積・流動化の推進 | 第6資金 | 農地集積・流動化資金 | 農地の集積・流動化推進事業 (離農等により遊休化するおそれがある農地、また効率的な農業経営のために、集約化を図る農地について、保有する農地が50ヘクタール以下の者が行う農地の購入に必要な経費) | 対象者：農業者及び生産組織 添付書類： (1) 農地台帳の写し (2) 交換分合計画(農業委員会発行)の写し 貸付後提出書類： (1) 土地売買契約書の写し (2) 精算金調書(農業委員会証明)の写し、農用地等の所有権の交換分合計画明細書の写し | 無利子 | 20,000千円まで | 20年以内 |
| 7 生乳・肉用牛生産増強支援 | 第7資金 | 生乳・肉用牛生産増強支援資金 | 生乳・肉用牛生産増強支援事業 (生乳・肉用牛生産量の増加を図るため、牛の購入、施設の更新等に必要となる経費) | 対象者：農業者・生産組織 | 無利子 | 20,000千円まで | 20年以内(ただし、乳牛の購入については4年以内、肉用牛の購入については、6年以内) |
| 8 林業経営の安定強化 | 第8資金 | 林業経営安定育成資金 | 林業経営安定化事業 (人工植栽(補植)、 | 対象者：林業者、農業団体 | 4月1日利子助成後利率とする。ただ | 10,000千円まで | 10年以内 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|-------|-------------------------------------|---|---|------------------------------|---------------------|
| | | | 若しくは天然林改良、または森林の保育、保護、保全等の育林に要する経費) | | し、2%を上限とする。 | | |
| 9 | ICT等の先進技術を活用した農業推進事業 | 第11資金 | ICT等の先進技術を活用した農業の推進に係る事業支援資金 | ICT農業等推進事業（ICT等の先進技術を活用した機械等の導入に必要な経費） | 対象者：農業者等 添付書類：ICT等の先進技術を活用した農業の推進に係る事業に要する経費の見積書 | 無利子 30,000千円まで | 10年以内 |
| 10 | 特認事業 | 第9資金 | 特認事業支援資金 | 特認事業（この表に掲げる他の貸付対象事業以外の事業又は他の制度資金等で対応できない場合について、農業振興上、特に市長がモデル性のあると認められたものに必要な経費） | 対象者：農業者・農業団体・生産組織 | 4月1日利子助成後利率とする。ただし、2%を上限とする。 | 10,000千円まで 10年以内 |

注1 適用範囲は、本市在住者が実施する事業とし、市域に係る事業を対象とする。ただし、第6資金の事業対象は、この限りではない。

注2 農業関係制度資金が対象となる事業については、それを優先させることを基本とする。

注3 貸付額は、事業費の90%以内で各資金の限度額までとする。

注4 貸付限度額は、複数の年度にわたる貸付を適用範囲とする。

注5 貸付年度は、償還期間に含まない。